平成２２年（フ）第５５４号
青森市久須志１丁目５番６号　コーポらんたん101号
債務者　市川やつゑ
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５８号
青森市奥野１丁目19番13号
債務者　鶴岡　　優
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５００号
東京都調布市西つつじヶ丘１丁目35番地３サンハイツつつじヶ丘201
債務者　永倉三津雄こと　尹　　錫津
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３４０号
長崎県佐世保市崎岡町1046番地５　ルクサンブール203号、旧住所長崎県佐世保市日宇町2050番地29
債務者　鈴山　一弘
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３４５号
長崎県佐世保市瀬戸越４丁目６番46号
債務者　岡本　孝子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３５０号
長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷986番地５、旧住所長崎県東彼杵郡波佐見町中尾郷648番地
債務者　前田　誠久
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第６８８号
静岡県藤枝市郡1106番地　久保山アパート１階
債務者　小濱　　保
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５９５号
東京都三鷹市牟礼７丁目６番12号コーポ浅見103
債務者　大橋　節夫
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４８０号
山梨県甲府市下飯田１丁目４番30号
破産者　川窪　博幸
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１９号
横浜市栄区長沼町476番地の１　第２二本松ハイツ202号
破産者　吉原　金夫
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６４９号
横浜市青葉区市ケ尾町478番地４　第３興陽ビル102号室
破産者　前田　秋江
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０７号
新潟県上越市浦川原区中猪子田1365番地
破産者　市村今日子こと　呉　　今子
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第８６号
三重県伊賀市蔵縄手817番地
破産者　山下　哲生
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第８５号
滋賀県蒲生郡日野町大字村井868番地27、破産手続開始決定時の住所滋賀県蒲生郡日野町いせの168番地
破産者　錦誠社写真印刷こと　川原　道美
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第８８５０号
大阪府枚方市交北３－１－17－106、開始決定時の住所大阪府枚方市牧野北町６番８－406号
破産者　中西美都子（旧姓内浦）
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７号
大阪府泉大津市小松町７番20号
破産者　濵邉　宗影
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部